

松江市地域密着型サービス等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松江市の交付する松江市地域密着型サービス等整備事業補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱(令和3年5月7日老発0507第2号。以下「実施要綱」という。)及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱(令和3年5月7日厚生労働省発老0507第1号。以下「交付要綱」という。)及び松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助事業者、施設等の種類、補助単価、対象経費及び交付条件は、次の表のとおりとする。

1 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

補助事業者は、松江市から事業採択を受けた者とし、補助金の交付額は、次表の第1欄に定める区分ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額と第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 交付基準 単価	3 単位	4 補助 率	5 対象経費
既存施設の sprinkler 設備等整備事業				既存施設に左記設備の整備をするために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
小規模多機能型居宅介護事業所と有料老人ホームに設置する sprinkler 設備				
1,000 m ² 未満の場合	9,710 円以内	対象施設ごと 1 m ² あたり	10/10	
1,000 m ² 未満の場合で、消火ポンプユニット等を有する場合	9,710 円以内/ 1 m ² あたりと 2,440 千円以内との合計額	対象施設ごと	10/10	
300 m ² 未満の小規模多機能型居宅介護事業所と有料老人ホームに自動火災報知設備を整備する場合	1,080 千円以内	施設数	10/10	
500 m ² 未満の小規模多機能型居宅介護事業所と有料老人ホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325 千円以内			
高齢者施設等のブロック塀改修整備事業				

次の施設に設置されたブロック塀等で安全性に問題のあるものに対する改修支援 ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所					松江市長が認めた額	施設数	3/4
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業					既存高齢者施設等において、停電時における医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するために設置する非常用自家発電設備		
次の施設に設置する場合 ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム					松江市長が認めた額	施設数	3/4
次の施設に設置する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム					15,400 千円以内で松江市長が認めた額	施設数	10/10
次の施設に設置する場合 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所					7,730 千円以内で松江市長が認めた額	施設数	10/10
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業					昭和 56 年以前に建設され、耐震診断の結果改修が必要と認められる既存高齢者施設等にかかる耐震改修支援又は利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等の支援		
次の施設を改修する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム					800 千円以上 15,400 千円以内で松江市長が認めた額	施設数	10/10

	次の施設を改修する場合 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	800 千円以上 7,730 千円以内 で松江市長が 認めた額	施設数	10/10	
高齢者施設等の給水設備整備事業					
既存高齢者施設等において、災害による断水時にも施設を継続して運営するために設置する給水設備					
	次の施設に設置する場合 ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・地域密着型特別養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	松江市長が認めた額	施設数	3/4	
高齢者施設等の水害対策強化事業					
高齢者施設等の水害対策のための垂直避難エレベーター、スロープ、避難スペース確保等の改修等の支援					
	次の施設に設置する場合 ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	松江市長が認めた額	施設数	3/4	
	次の施設に設置する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム	800 千円以上 15,400 千円以内 で松江市長が認めた額	施設数	10/10	
	次の施設に設置する場合 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	800 千円以上 7,730 千円以内 で松江市長が認めた額	施設数	10/10	
介護施設等の換気設備の設置事業					
高齢者施設等における感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備の設置					

	次の施設に設置する場合 ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス） ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ 地域密着型特別養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	4,000 円以内	対象施設 ごと 1 m ² あたり	10/10	
--	--	-----------	------------------------------------	-------	--

（補助事業に係る入札及び契約）

第 3 条 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

2 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、松江市暴力団排除条例（平成 25 年松江市条例第 14 号）、松江市財務規則（平成 17 年松江市規則第 47 号）、松江市社会福祉施設等整備に関する入札契約事務取扱要領等松江市の入札及び契約に関する規則等の取扱いに準拠し、原則として一般競争入札による契約をしなければならない。

（消費税及び地方消費税の仕入控除税額）

第 4 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、速やかに松江市長に報告しなければならない。なお補助事業者が松江市以外の自治体に全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を松江市に返還しなければならない。

（財産処分）

第 5 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、松江市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。また、当該財産処分により収入があった場合には、その収入額の全部又は一部を松江市に納付させることがある。

（補助金の対象除外）

第 6 条 この補助金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。

- （1）既に実施している事業
- （2）他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している費用
- （3）土地の買収又は整地に要する費用
- （4）職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る費用
- （5）その他施設等整備に関する事業として適当と認められない費用

2 第 2 条の表に定める高齢者施設等のブロック塀改修整備事業については、高齢者の安全確保の観点から緊急で行わざるを得ず、かつ交付要綱に規定する条件を満たすものは、前項第 1 号の規定に関わらず、交付対象とすることができる。

(帳簿等の保管期間)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月12日から施行し、平成26年度事業に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月25日から施行し、平成26年度事業に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年8月7日から施行し、平成26年度事業に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月31日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月18日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月23日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月31日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月2日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。